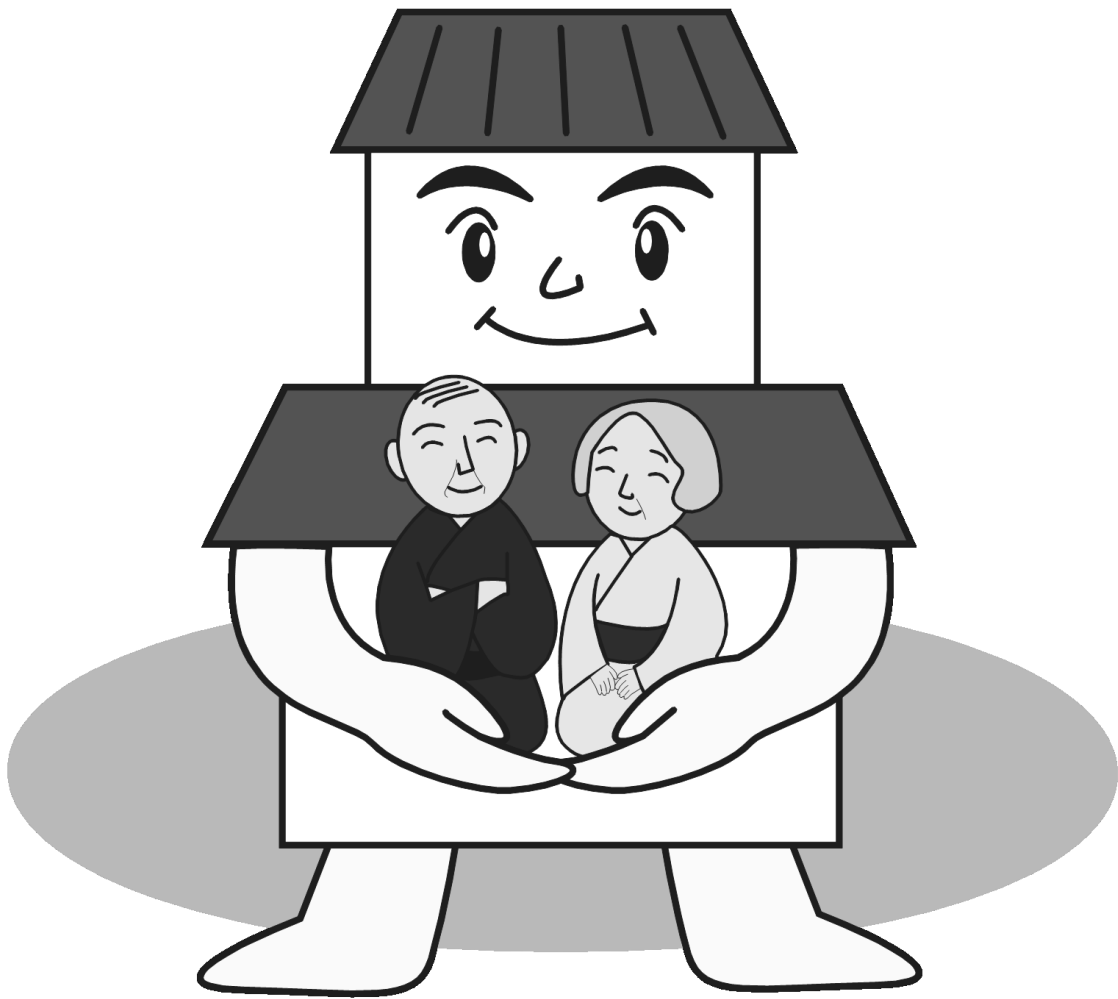


# 高齢者の 住まいのあんしん



## 文京区版

### 住宅改修ってなに？

人は年齢を重ねていくごとに、身体の機能も少しずつ変化していきます。今まで何気なく行ってきた立ち上がりや階段がつかなくなったり、小さな段差につまずいたり、今までの環境では生活していく上での危険も増えていきます。

ここでいう住宅改修とは、このような生活の不具合を少なくし、住み慣れた住まいで安心して生活していけるよう、手すりを取り付けたり、段差の解消などを行う小規模な住宅改修をいいます。

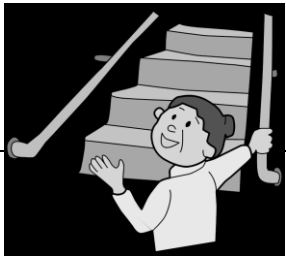


# 介護保険の住宅改修（工事前申請必要）

要介護・要支援認定を受けた在宅の人で、お住まいになっている住宅において、自立した日常生活をおくるために下記の住宅改修が必要な方が対象です。（住民登録の住所地を対象としています）

支給限度基準額は**20万円**までです。そのうち所得により**1割・2割・3割が自己負担**となります。20万円までなら数回に分けての申請も可能です。**必ず介護保険課への工事前の申請が必要**となりますので、ケアマネジャーにご相談ください。ケアマネジャーがいない場合は、お近くの高齢者あんしん相談センターにご相談ください。

	支給上限額
1割負担	180,000円
2割負担	160,000円
3割負担	140,000円

※20万円を超える費用は全額自己負担です。

<p>① 手すりの取付け</p>	<p>廊下・便所・浴室・階段・玄関等に転倒防止や移動・移乗のために設置するもの</p> 
<p>② 段差の解消</p> 	<p>居室・廊下・便所・浴室・玄関等の床の段差を解消するための工事等（敷居を低くする、スロープの設置、浴室床のかさ上げ等）</p>
<p>③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p>	<p>畳敷から板製またはビニール床材等に変更、浴室を滑りにくい床材に変更する等</p>
<p>④ 引き戸等への扉の取替え</p>	<p>開き戸を引戸・折戸・アコーディオンカーテンへ取替え、ドアノブの変更、戸車の設置等</p> 
<p>⑤ 洋式便器等への便器の取替え</p>	<p>和式便器を洋式便器に取替え、既存の便器の位置や向きを変更する等</p>
<p>⑥ 上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>	<p>手すり取付のための補強板設置、給排水設備工事など</p>

# 介護保険の住宅改修の流れ

申請方法は2通りあります（申請書類等は文京区ホームページからダウンロードできます）

## 償還払方式

工事後、被保険者が費用の全額を工事業者へ支払った後に、介護保険給付分の払い戻しを受ける方式

## 給付券方式

文京区に登録した工事業者に工事を依頼し、被保険者は費用のうち自己負担分を工事業者に支払う方式

### 【工事前の申請書類】

- ①介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書（償還払・給付券）
  - ②住宅改修が必要な理由書
  - ③工事費見積書
  - ④工事前・工事後の平面図等 ※工事内容が分かるもの
  - ⑤工事前の写真 ※工事箇所及び撮影日が確認できるもの
  - ⑥家屋所有者承諾書 ※改修を行う住宅の所有者が、被保険者以外の場合必要
  - ⑦委任状 ※償還払方式の申請で、振込口座が被保険者以外の場合必要
- ※工事前や工事後に現地確認をすることがあります



審査のうえ、審査済書の発行  
(申請書写しに審査済印を押印したもの)

審査のうえ、給付券の発行

工事開始(着工期限までに工事を開始すること)

工事完了

工事費用支払い(全額)

工事費用支払い(自己負担分のみ)

### 【工事後の申請書類】

- ①審査済書
- ②領収書（被保険者あて・原本）
- ③工事後の写真(工事前に撮影したものとできるだけ同じアングルで撮影し、撮影日が確認できるもの)
- ④工事費内訳書※内容に変更がでた場合のみ

### 【工事後の申請書類】

- ①給付券（被保険者署名）
- ②請求書（区の所定様式）
- ③工事後の写真(工事前に撮影したものとできるだけ同じアングルで撮影し、撮影日が確認できるもの)

区は被保険者へ介護保険給付分を支払い

区は工事業者へ介護保険給付分を支払い

# 介護保険以外の住宅改修（工事前申請必要）

## 高齢者住宅設備等改造事業（設備改造）

65才以上で要介護・要支援認定を受け、改造を行う家屋が被保険者証に記載されている住所地にあり実際に居住している方が対象です。区が訪問調査を実施の上、下記の改造の必要を認めた場合に利用できます。

本人の安全性確保のための改造であり、利用が困難な既存設備の取替えが対象です。同一の家屋で同一種目の申請は1回限りとなります。

### ① 浴槽の取替え

給付限度額は379,000円まで

これに付帯して必要な給湯設備等の工事

例えば・浴槽が深すぎるので、浅い浴槽に取替える。

### ② 便器の洋式化

給付限度額は106,000円まで

これに付帯して必要な段差の解消、給排水等の工事

例えば・段差のある和式便器を洋式便器に取替える。

### ③ 流し、洗面台の取替え

給付限度額は156,000円まで

これに付帯して必要な給排水等の工事

例えば・車いすを利用するようになったので洗面台を車いす対応のものに取替える。



給付限度額のうち所得により1割・2割・3割が自己負担となります。※「介護保険負担割合証」の割合と同じです。

なお、給付限度額を超える費用は全額自己負担となります。

### このような場合は利用できません

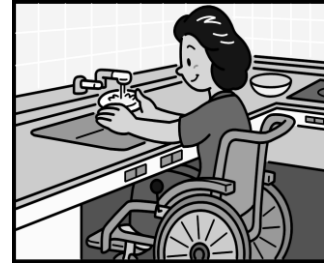
- 1、新築・転居時・大規模な増改築工事
- 2、単に老朽化したためや壊れたため直す場合
- 3、既に工事を行ってしまった場合
- 4、工事が詳細まで決定していて、工事内容、スケジュール等が動かしようもない状態の場合等
- 5、場所を大きく変更したり、新たに設ける場合

## 介護保険以外の住宅改修の流れ

担当ケアマネジャーと連携して改修計画を立てる（担当ケアマネジャーがいない場合は高齢者あんしん相談センターまたは介護保険課へ相談してください）

### 【工事前の申請書類】

- ① 高齢者住宅設備等改造給付申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書
- ③ 工事費見積書  
ユニットバスの場合、メーカー見積書・振分表を添付
- ④ 改修箇所の工事前・工事後の平面図及び断面図  
改修箇所のある階全体の工事前の平面図
- ⑤ 工事前の写真 ※工事箇所及び撮影日が確認できるもの
- ⑥ 家屋所有者承諾書 ※改造を行う住宅の所有者が、被保険者以外の場合必要
- ⑦ カタログのコピー（浴槽、給湯器、流し、洗面台、便器等）



【工事前訪問調査】 高齢者あんしん相談センター職員または区の住宅改修相談員の事前確認

区による承認（書類が全て揃い提出してから約2週間で承認）

被保険者あて  
決定通知書送付

工事業者あて  
委託通知書・工事完了届送付

工事開始・完了

### 【工事後の申請書類】

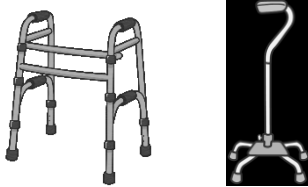
- ① 請求書 工事業者が区に請求
- ② 工事完了届
- ③ 工事後の写真  
工事前に撮影したものとできるだけ同じアングルで撮影し、撮影日が確認できるもの

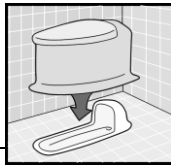



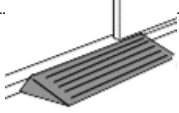
【工事後訪問調査】 事前訪問調査をした担当職員による工事の完了確認

区は工事業者へ給付費を支払い

# 介護保険の福祉用具サービス

ケアプランにもとづきサービスが提供されます。ケアマネジャーに相談してください。

レンタルできるもの		〈福祉用具の貸与対象品目〉				
○＝利用できる ×＝原則として利用できない 一定の条件に該当する場合は、保険給付の対象とする		要支援	要介護			
		1・2	1	2	3	4
<ul style="list-style-type: none"> <li>手すり（工事を伴わないもの）</li> <li>スロープ（工事を伴わないもの）</li> <li>歩行器</li> <li>歩行補助つえ</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす</li> <li>特殊寝台</li> <li>床ずれ防止用具</li> <li>認知症老人徘徊感知器機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いす付属品</li> <li>特殊寝台付属品</li> <li>体位変換器</li> <li>移動用リフト</li> </ul>	×				○
<ul style="list-style-type: none"> <li>自動排泄処理装置</li> </ul>	排便機能を有するもの 尿のみを吸引するもの					

購入できるもの		〈福祉用具の販売対象品目〉	
腰掛便座	和式便器の上に置く腰掛式 洋式便器の高さを補うもの ポータブルトイレ等		
自動排泄処理装置の交換可能部品			
排泄予測支援機器	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定して、排尿のタイミングを本人や介護を行う方に知らせるもの		
入浴補助用具	入浴用いす・浴槽用手すり 浴槽内いす・入浴台・すのこ・ 入浴用介助ベルト		
簡易浴槽	空気式または折りたたみ式 等で容易に移動できるもの で工事を伴わないもの	移動用リフトの つり具の部分	
固定用スロープ	歩行器(歩行車を除く)	歩行補助つえ (松葉づえを除く)	
	※福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。（令和6年4月から）		

## 福祉用具購入の流れ

要介護・要支援認定を受けた在宅の人が、福祉用具専門相談員から助言を受け、特定福祉用具販売事業者（都道府県の指定を受けたサービス事業者）から福祉用具を購入した場合に限り、対象となる福祉用具の購入費が支給されます。年間（4月から翌年3月までの1年間）10万円を限度とし、所得により購入額の1割・2割・3割が自己負担となります。

申請方法は2通りあります（申請書類等は文京区ホームページからダウンロードできます）

### 償還払方式

購入後、被保険者が費用の全額を事業者へ支払った後に、介護保険給付分の払い戻しを受ける方式

購入事業者決定

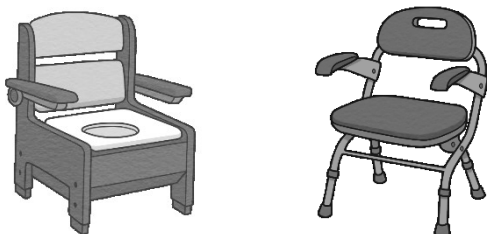
「すのこ」「排泄予測支援機器」は事前にご相談ください

福祉用具の購入  
購入代金の支払い（全額）

購入後に、区へ申請（必要書類）

- ①申請書（償還払用）  
※委任状（振込口座が被保険者以外の場合）
- ②領収書（被保険者あて・原本）
- ③購入した福祉用具のパンフレットの写し  
※すのこは図面（分割内容等）と設置前後の写真  
※排泄予測支援機器は医学的な所見が分かる書類等

区は被保険者へ介護保険給付分を支払い



### 給付券方式

購入前に、文京区に登録した事業者に依頼し、被保険者は費用のうち自己負担分を支払う方式

購入事業者決定  
（文京区給付券登録事業者）

購入前に、区へ申請（必要書類）

- ①申請書（給付券用）
- ②見積書
- ③購入する福祉用具のパンフレットの写し  
※すのこは図面（分割内容等）と設置前の写真  
※排泄予測支援機器は医学的な所見が分かる書類等

審査のうえ給付券の発行

福祉用具の購入  
購入代金の支払い（自己負担分のみ）

福祉用具購入費を事業者が区へ請求

- ①請求書（区の所定書式）
- ②給付券（被保険者署名）  
※すのこの場合は設置後の写真

区は事業者へ介護保険給付分を支払い

## 介護保険住宅改修・設備改造・福祉用具のご相談

文京区介護保険課 給付係 (文京シビックセンター9階南側)	TEL 03(5803)1388 FAX 03(5803)1380	春日1-16-21
またはお近くの高齢者あんしん相談センター		

### 高齢者あんしん相談センター開設時間

月～金 9:00～19:00 土・日・祝日・12/29～1/3 9:00～17:30

【分室】月～土 9:00～17:30 日・祝日・年末年始はお休み

高齢者あんしん相談センター富坂 (特別養護老人ホーム「文京白山の郷」内)	03(3942)8128	白山5-16-3
高齢者あんしん相談センター富坂分室 (礪川地域活動センター3階)	03(5805)5032	小石川2-18-18
高齢者あんしん相談センター大塚 (特別養護老人ホーム「文京大塚みどりの郷」内)	03(3941)9678	大塚4-50-1
高齢者あんしん相談センター大塚分室 (東急ドエル・アルス音羽1階)	03(6304)1093	音羽1-15-12
高齢者あんしん相談センター本富士 (かねやすビル7階)	03(3811)8088	本郷2-40-11
高齢者あんしん相談センター本富士分室 (グッドライフケアセンター向丘1階)	03(3813)7888	西片2-19-15
高齢者あんしん相談センター駒込 (特別養護老人ホーム「文京千駄木の郷」内)	03(3827)5422	千駄木5-19-2
高齢者あんしん相談センター駒込分室 (文京グリーンコートイーストウィング1階)	03(6912)1461	本駒込2-28-10

※「高齢者あんしん相談センター」は、文京区での地域包括支援センターの愛称です。

サービスに苦情や不満があるときは次の窓口にご相談ください

介護保険相談係(シビックセンター9階南側)	03(5803)1383
東京都国民健康保険団体連合会 ※事業者等所在地と利用者居住地が異なる広域的な事案など	03(6238)0177
文京区消費生活センター(シビックセンター地下2階北側) ※介護サービスの契約や介護商品の購入トラブルなど	03(5803)1106



発行：文京区介護保険課 令和6年5月

〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター9階